

令和4年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等の影響を受けている市内の障がい者施設等に対し、予算の範囲内において給付金を支給することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、障がい者施設等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び伊勢原市地域生活支援事業実施要綱（平成18年伊勢原市告示第158号）に規定する事業所であって、別表に掲げるものをいう。

(支給の対象)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、別表に掲げる障がい者施設等のうち、次に掲げる要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

- (1) 伊勢原市内に所在していること。
- (2) 令和4年12月1日以前に神奈川県又は伊勢原市の指定を受けて、申請日時点まで現に運営していること。
- (3) 事業者の事業計画上、令和5年3月31日までの間、事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に、光熱費、燃料費又は食材費の高騰を理由とした利用者負担額の引上げを行う障がい者施設等（別表の区分の入所・居住系事業所に限る。）は、給付金の支給の対象としない。ただし、申請日において、当該引上げの前の額まで利用者負担の額を引き下げ、既に徴収した差額を返金することとしている場合はこの限りでない。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、別表の支給単価のとおりとする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度障がい者施設物価高騰支援給付金給付申請書兼請求書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先が確認できる預金通帳等の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する支給対象事業者は、該当する支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

(給付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、給付金の支給を決定したときは令和4年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給決定通知書（第2号様式）により、給付金の不支給を決定したときは令和4年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金不支給決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給の決定をしたときは、支給対象事業者に対し、速やかに給付金の支給を行うものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段による支給を受けた者に対して、給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

障がい者施設等

区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・居住系事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、短期入所（医療型を除く）、福祉ホーム	令和4年12月1日時点における定員1人当たり 15,000円
通所系事業所	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練（宿泊型は除く）、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター、日中一時支援 ※障害者支援施設の昼間サービスは除く	1事業所当たり 100,000円
訪問系事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、移動支援、訪問入浴サービス	1事業所当たり 50,000円

備考

- 同一建物内で同系統のサービスを提供している場合においては、1つの事業所として取り扱う。ただし、事業所番号が異なる場合はこの限りでない。
- 短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。
- 同一建物内で、介護保険サービスを提供している事業所については、「令和4年度伊勢原市高齢者施設等物価高騰支援給付金」の対象となるため、本事業の対象とはならない。
- 本事業の対象となる障害福祉サービス事業所等であっても、同一建物内で医療法上の指定を受けている医療機関に併設する事業所については、令和4年度神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金の対象となるため、本事業の対象とはならない。

第1号様式（第5条関係）

令和4年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給申請書兼請求書

年　月　日

伊勢原市長 殿

申請者

所在地

法人名

代表者氏名

印

伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 支給申請及び請求額

0 円

2 申請額内訳

入居 所住 ・系	事業所番号	事業所名	事業所種別	定員	給付額
					0
					0
					0
	計 ①				0
通所系	事業所番号	事業所名	事業所種別	事業所数	給付額
					0
					0
					0
					0
	計 ②				0
訪問系	事業所番号	事業所名	事業所種別	事業所数	給付額
					0
					0
					0
	計 ③				0
給付額合計 (①+②+③)					0

3 振込先

口座振替依頼欄	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目	口座番号
				金融機関コード
			2. 当座預金	店舗コード
	フリガナ			
口座名義人				

※振込先が確認できる預金通帳等の写しを添付してください。

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

令和4年度伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金支給決定通知書

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

伊勢原市長 団

1 給付金支給決定額 千円

2 支給条件

給付金は、障がい者施設の運営に関わること以外に使用しないこと。

(事務担当は、障がい福祉課)

第3号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号

伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金不支給決定通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市障がい者施設物価高騰支援給付金の支給について、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

(支給しない理由)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、障がい福祉課）